

戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 5 2 号

戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和 5 9 年規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「の被保険者証、組合員証又は加入者証」を「による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類」に改める。

第 6 条第 1 項中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「支払基金」を「D X 審査支払機構」に改め、同条第 2 項中「支払基金」を「D X 審査支払機構」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。